

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃改正のお知らせ

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃が次表のとおり改正され、効力発生は令和7年3月28日からです。

大阪府の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣又はズボンのまとめの業務に従事する家内労働者にこれらの業務を委託する委託者の皆さん、最低工賃を守りましょう。

品目	工程	規格	金額	
背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上のもの	1枚(50cm以上×2)につき	151円
	そで口裏まつり		1枚(30cm以上×2)につき	62円
	肩裏まつり		1枚(15cm以上×2)につき	35円
	えりこし(からげ)まつり	針目が3cm間隔に6針以上のもの	1枚(30cm以上)につき	33円
	ベントまつり		1枚(20cm以上)につき	43円
	背すそまつり		1枚(15cm以上×2)につき	43円
	えり裏まつり		1枚(10cm以上)につき	49円
	わき裏まつり	針目が3cm間隔に5針以上のもの	1枚(50cm以上×2)につき	48円
	前裏すそまつり		1枚(25cm以上×2)につき	59円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上のもの	1枚(40cm以上×2)につき	56円
	見返し7ミリメートル星入れ		1枚(40cm以上×2)につき	58円
	背裏鎖止め	鎖系ループの長さが1cmのもの	1枚につき	14円
	ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき	14円
	糸くず取り		1枚につき	99円
	ズボン	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上のもの	1本につき
前立てまつり		針目が3cm間隔に6針以上のもの	1本につき	9円
天ぐまつり			1本につき	9円
小またちどり			1本につき	23円
腰裏むし止め		8か所に行うもの	1本につき	31円
ボタン付け		小ボタン、糸足つきで、根巻き4回以上のもの	1個につき	6円
シックむし止め		1か所に行うもの	1本につき	5円
糸くず取り			1本につき	23円

- ◎ 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定単位によって定められています。
- ◎ 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。これに違反した場合は罰せられることがあります。
- ◎ 仮に、最低工賃額より低い工賃額で委託契約されていても、それは法律により無効となり、最低工賃額が適用されます。
- ◎ 工賃支払いに関する三原則

1 通貨払いの原則

工賃は、原則として現金で支払わなければなりません。

2 全額払いの原則

工賃は、その全額を支払わなければなりません。

3 一定期限内払いの原則

工賃は、原則として物品の受領の日から起算して1か月以内に支払わなければなりません。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合はその日から1か月以内に支払わなければなりません。

くわしくは、大阪労働局 賃金課 家内労働係

電話 06-6949-6502

または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。